

平成25年 3月
警 察 庁
海上保安庁

「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令案（仮称）」に対する意見の募集結果について

警察庁及び海上保安庁において、平成25年1月18日から同年2月16日までの間、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令案（仮称。以下「施行令案」という。）に対する意見の募集を行ったところ、21件の御意見を頂きました。頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び海上保安庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（平成25年政令第49号）

2 命令等の案を公示した日

平成25年1月18日

3 頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び海上保安庁の考え方

頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び海上保安庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載していません（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、施行令案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 21件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 17件

電子メール 3件

F A X 0件

郵 送 1件

「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令案（仮称）」に対する御意見並びにこれに対する警察庁及び海上保安庁の考え方について

1 取扱死体の死因を明らかにするため医師に行わせる検査について

この項目については、

「心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認」については、外表から左右の心室の血液を採り分けることは困難であることから、削除すべきである。

心筋トロポニンTに関する検査については、偽陽性が多く、心筋障害の診断が困難となることから、削除すべきである。

「睡眠薬、向精神薬、覚せい剤、麻薬等に関する検査」として、GC-MS 又は LC-MSMS によるスクリーニング検査を加え、当該検査を委託する大学法医学教室と契約手続を執るべきである。

といった御意見がありました。

「心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認」については、現在も実際に行われている例があり、低体温症の可能性を調べるために有効なものであると考えています。御指摘の点を踏まえ、この検査の実施に当たっては、検査を適切に実施することができる医師により行われるよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

また、心筋トロポニンTに関する検査についても、現在も実際に行われている例があり、心筋障害の疑いがあるか否かを判断する際の材料の一つとして有効なものであると考えておりますが、警察において、犯罪かどうかや、被害の拡大・再発防止措置を講ずる必要があるかどうかを判断するに当たっては、この検査の結果だけでなく、既往症の調査、死者の生前の生活状況の調査、関係者からの事情聴取といった調査の結果を総合的に勘案することとしております。

なお、「体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他人の生命又は身体を害するおそれがある物に係る検査」については、GC-MS や LC-MSMS といった検査機器を用いた検査を排除するものではなく、このような検査も含まれるものですので、必要に応じて、当該検査機器を有する機関において実施することとしております。

そのほか、

福島第一原子力発電所の事故後、放射性物質が高すぎてすぐに死体を搬送することができなかった例があることから、放射性物質の測定を行えるよう、臓器の採取及び測定機器の配備が必要である。といった御意見がありました。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による検査については、取扱死体の死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときに行うものであり、臓器の採取のような解剖に至るものは含まれません。したがって、内部被爆の状況を調査するための臓器の摘出については、解剖に該当することから、法第5条第1項の規定による検査として行うことはできません。

なお、御指摘の放射性物質の測定については、死体の発見された場所や死体の外表の調査からも可能であるため、法第5条第1項によらなくても実施することができます。

2 警察官又は海上保安官等に行わせることができる検査について

この項目については、

施行令案第1条において医師に行わせることを必須としており、また死体検案書が記載できる程度の実務を医師以外が行ってよいか疑義があるため、第2条は不要である。

施行令案第1条第1号から第4号までに掲げる検査については、現在も、医師の指示の下で警察官が行っているものであり、必要に応じ、医師の監督・指示の下に警察官又は海上保安官等に行わせることができることとすべきである。

カテーテルを用いた胃の内容物の採取については、死体の状況によっては、正確なカテーテルの挿入が困難であり、何度か挿入を繰り返すうちに、死体を損壊し、解剖に支障を来すおそれがあることから、医師以外には禁止すべきである。

といった御意見がありました。

法第5条第1項の規定による検査については、同条第2項ただし書において、「専門的知識及び技能を要しない検査であって政令で定めるもの」につ

いては、警察官又は海上保安官等に行わせることができることとされております。これは、このような検査であれば警察官又は海上保安官等であっても適切に行うことができることに加え、全ての検査を医師以外に行わせることができないこととすれば、医師がその場にいないような場合には、被害の拡大及び再発の防止という観点から早急を実施する必要がある簡易な検査さえ実施することができず、かえって、法の目的である「被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施」に支障を来すおそれがあるためです。

一方、警察官又は海上保安官等が施行令第1条各号で定める検査を実施することには様々な議論もあり、現時点においては、被害の拡大及び再発の防止という観点から早急を実施する必要がある第3号の検査のうち、通常死体を傷つけることがない方法により実施することができるものに限定して政令で定めることとしたものです。警察官又は海上保安官等に行わせる検査については、御意見も踏まえ、今後の実施状況等も見ながら、必要に応じ、見直しを行ってまいります。

なお、カテーテルを用いた胃の内容物の採取に当たっては、御指摘の点を踏まえ、警察官又は海上保安官等には困難である場合には、無理をすることなく、医師に依頼するよう都道府県警察等を指導してまいりたいと考えております。

そのほか、

死因の調査は警察官ではなく医師が行うべきであり、警察官には発見時の状況、既往症、家族環境、アルコール飲酒の有無、薬物使用の有無、交通事故歴の有無等、捜査権のない医師にはできないことを十分に行ってほしい。

薬物等の定性検査により薬物等が検出されたとしても、それが死因となり得るかは十分に検討する必要があることから、警察官が安易に死因を決定しないよう周知徹底する必要がある。

といった御意見がありました。

医学的な死因の判断については、現在も死亡診断書又は死体検案書を作成する医師が行うこととなっており、この点は法の施行後においても変わるものではありません。警察及び海上保安庁においては、それぞれが取り扱った死体について、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものでないかどうかという観点から、御指摘の事項を含めた各種措置を適切に講じてまいります。

3 身元を明らかにするため警察官又は海上保安官等に行わせることができる組織の採取について

この項目については、

薬物によっては反応する毛髪に差異があるため、「毛髪」の定義をはっきりさせてほしい。

といった御意見がありました。

施行令案第3条は、身元を明らかにするための措置として、警察官又は海上保安官等に行わせることができる組織の採取の程度が軽微なものを定めたものであり、毛髪については、採取した後にDNA型鑑定を行うために採取することが想定されています。そのため、法第8条の身元を明らかにするための措置として毛髪の採取を行う場合には、DNA型鑑定に最も適したものを採取するよう都道府県警察等を指導してまいります。

4 その他

この施行令案の内容に対する御意見ではありませんが、我が国の死因究明制度全体に関する御意見、法に対する御意見、死亡時画像診断の実施要領に関する御意見、遺族等に対する情報開示に関する御意見、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に対する御意見等がありましたので、今後の参考とさせていただきます。